株式会社滋賀銀行　阪急高槻支店　株式会社トライアル名義　口座番号333087
株式会社関西アーバン銀行　茨木支店　株式会社トライアル名義　口座番号697565
京都中央信用金庫　高槻支店　株式会社トライアル名義　口座番号0477256
京都信用金庫　高槻支店　株式会社トライアル名義　口座番号0558088
十三信用金庫　茨木支店　株式会社トライアル名義　口座番号2077376
株式会社三井住友銀行　茨木支店　株式会社トライアル名義　口座番号4110475
株式会社京都銀行　茨木支店　株式会社トライアル名義　口座番号3032842
住信ＳＢＩネット銀行株式会社　法人第一支店　株式会社トライアル名義　口座番号1089564
永和信用金庫　本町支店　株式会社ネクスト名義　口座番号0008594
株式会社滋賀銀行　大阪支店　株式会社ネクスト名義　口座番号505061
株式会社みずほ銀行　船場支店　株式会社ネクスト名義　口座番号1921901
株式会社りそな銀行　北浜支店　株式会社ネクスト名義　口座番号0110942
住信ＳＢＩネット銀行株式会社　法人第一支店　株式会社ネクスト名義　口座番号1107828
株式会社ジャパンネット銀行　すずめ支店　株式会社ネクスト名義　口座番号7996932
株式会社池田泉州銀行　堺筋支店　株式会社ネクスト名義　口座番号0016341
株式会社楽天銀行　第一営業支店　株式会社ネクスト名義　口座番号7222472
株式会社但馬銀行　大阪支店　株式会社ネクスト名義　口座番号4643447
株式会社京都銀行　大阪中央支店　株式会社ネクスト名義　口座番号3011361
株式会社紀陽銀行　住吉支店　合同会社あさひ名義　口座番号554299
株式会社関西アーバン銀行　住吉支店　合同会社あさひ名義　口座番号411334
大阪信用金庫　住吉支店　合同会社あさひ名義　口座番号0104886
近畿労働金庫　堺支店　合同会社あさひ名義　口座番号8551801
株式会社みずほ銀行　住吉支店　合同会社あさひ名義　口座番号1121639
株式会社愛媛銀行　大阪支店　合同会社あさひ名義　口座番号3251630
株式会社りそな銀行　我孫子支店　合同会社あさひ名義　口座番号0273733
株式会社池田泉州銀行　長居支店　合同会社あさひ名義　口座番号3005925
株式会社関西アーバン銀行　枚方支店　合同会社たける名義　口座番号1135171
近畿労働金庫　枚方支店　合同会社たける名義　口座番号8567559
株式会社りそな銀行　枚方支店　合同会社たける名義　口座番号0310540
枚方信用金庫　本店営業部　合同会社たける名義　口座番号0671207
株式会社楽天銀行　第一営業支店　合同会社たける名義　口座番号7271198
住信ＳＢＩネット銀行株式会社　法人第一支店　合同会社たける名義　口座番号1116440
株式会社滋賀銀行　牧野支店　合同会社たける名義　口座番号359345
永和信用金庫　天下茶屋支店　合同会社たける名義　口座番号0130154
京都中央信用金庫　くずは支店　合同会社たける名義　口座番号0053043
京都信用金庫　くずは支店　合同会社たける名義　口座番号0597837

5　開始決定の時における給付資金の額　金2,169万1,061円
6　支給申請期間　平成27年７月６日から平成27年９月５日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　大阪地方裁判所
⑵　裁判年月日　平成26年２月25日
⑶　確定年月日　平成26年３月12日
⑷　被告人氏名　福田　秀建
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人らは、被害者に対し、架空の出会い系サイトに登録した事実も、その利用料金が発生している事実もないのにこれらがあるように装うとともに、同サイトを退会するための費用がかかる旨メールを送信するなどして被害者をだまし、これを信じた被害者に、指定する銀行口座等に現金を振込入金させ、これをだまし取っていたものであるが、被告人は、その犯罪収益の帰属を仮装しようと企て、平成25年２月22日から同年４月24日までの間、258回にわたり、被告人が管理する銀行口座等に現金合計2,767万9,752円をそれぞれ振込入金させ、もって犯罪収益の取得につき事実を仮装したものである。
（罪　名　等）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒553―8512　大阪市福島区福島１丁目１番60号
大阪地方検察庁　被害回復給付金担当　電話（代表）06―4796―2200　内線3120
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（大阪地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（大阪地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

## 相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

**平成２７年（家）第４００８１号**
札幌市中央区北２条西９丁目４番地　インファスビル３階　房川・平尾法律事務所
申立人　鷲見　圭一
本籍北海道札幌市中央区北14条西15丁目35番地24、最後の住所札幌市豊平区中の島２条２丁目３番１―305号、死亡の場所北海道札幌市豊平区、死亡年月日平成25年１月14日、出生の場所北海道釧路市、出生年月日昭和18年10月25日、職業不詳
被相続人　亡　白土笑美子
催告期間満了日　平成28年１月15日
札幌家庭裁判所

**平成２７年（家）第１２０９号**
新潟県燕市東太田2863―２　エステート７　１階
申立人　齋藤　貴介
本籍新潟県加茂市大字下条丙685番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所新潟県五泉市、死亡年月日平成25年12月15日、出生の場所新潟県中蒲原郡大蒲原村、出生年月日昭和25年２月12日、職業木材販売
被相続人　亡　髙田　廣志
催告期間満了日　平成28年１月29日
新潟家庭裁判所三条支部

**平成２７年（家）第５０３６号**
福井市宝永４丁目９番15号　千葉ビル２階　吉村・麻生・安部法律事務所
申立人　安部　　剛
本籍福井県丹生郡越前町厨第16号36番地、最後の住所福井県坂井市春江町為国亀ケ久保57番地、死亡の場所福井市、死亡年月日平成25年４月頃、出生の場所朝鮮国咸鏡北道清津府、出生年月日昭和14年９月18日、職業無職
被相続人　亡　山本　邦彦
催告期間満了日　平成28年１月20日
福井家庭裁判所